

広島県緊急雇用対策基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十八号

広島県緊急雇用対策基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

広島県緊急雇用対策基金条例の一部を改正する条例（平成二十二年広島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年度まで」を「平成二十七年度まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。